

【記載要領】

- ・ 1. の表は、別添様式 4、6-1~3との整合を確認すること。

随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月
国立大学法人横浜国立大学

1. 随意契約の見直し計画

- (1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(26%) 15	(19%) 151
一般競争入札等	競争入札			() %	() %
	企画競争	(14%) 8	(16%) 126	(14%) 8	(16%) 126
随意契約		(86%) 49	(84%) 650	(60%) 34	(65%) 499
合 計		(100%) 57	(100%) 776	(100%) 57	(100%) 776

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの		/		() %	() %

(18年度限りのものを含む。)					
一般競争入札等	競争入札			()	()
	企画競争	(%)	(%)	(%)	(%)
随意契約		(100%) 1	(100%) 9	(100%) 1	(100%) 9
合 計		(100%) 1	(100%) 9	(100%) 1	(100%) 9

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(27%) 15	(20%) 151
一般競争入札等	競争入札			()	(%)
	企画競争	(14%) 8	(16%) 126	(14%) 8	(16%) 126
随意契約		(86%) 48	(84%) 641	(59%) 33	(64%) 490
合 計		(100%) 56	(100%) 767	(100%) 56	(100%) 767

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年4月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、検討結果に応じて順次一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

①プロジェクトチーム等の設置

上記措置を行うために、契約担当部署ごとに導入範囲等の検討を開始する。

(2) 複数年度契約の拡大

①研究開発やシステム関連等の複数年度にわたる契約については、今後、他大学等を調査し検討を開始する。

(3) 入札手続きの効率化

①一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大や公告の方法等について検討を開始する。

個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：国立大学法人横浜国立大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成19年度個別学力検査問題冊子及び解答用紙の印刷	高橋賢次 財務部経理課契約第二係長 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1	平成18年9月19日	8,722,636	随意契約	左記印刷物は入試試験問題であるため、公共上の見地からの印刷物であり、十分な機密が保持されなければならないため。国立大学法人横浜国立大学会計規程第40条第3項第1号国立大学法人横浜国立大学契約実施規則第31条第1項1号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	15	
合計					8,722,636						0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）との契約を記載する。
 なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約（18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの）については、以下のとおり整理する。
 電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象（1回の支払につき1件とする）
 複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額（複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総（予定）額）を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他（引き続き企画競争・公募を実施）」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（ ）で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
 なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：国立大学法人横浜国立大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
----	-----------------------	---	-------------------------------------	----------	----------------	----------	--------------------------------	--------	-------	----------	----

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない) 随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、

該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人横浜国立大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	京浜警備保障㈱ 神奈川営業所 神奈川県横浜市西区みなとみらい 金港町5-10 金港ビル4F	平成18年度国立大学法人横浜国立大学峰沢国際交流会館共用棟他警備業務	岡崎太昭和 施設部施設企画課総務・契約係 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1	平成18年4月1日	6,441,057	随意契約	本件は警備用機器による機械監視警備である。現在稼働中の機器及び付帯設備は京浜警備保障㈱の所有物であり、新規設置の必要がなく低廉な価格で契約することができる。他社に請け負わせるには、警備用機器の設置や配線、通信及び電源工事を新たに施工する必要があるため。(横浜国立大学会計規程第40条第4項、横浜国立大学契約実施規則第31条第1項第9号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (平成19年度から3年間の複数年契約を実施しているため、平成22年度からの契約に向けて検討する。)	14	
2	富士ゼロックス(株) 神奈川営業所 神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-2-1-1	平成18年度ゼロックス電子複写機の賃貸借	前田輝伸 財務部経理課契約第一係長 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1	平成18年4月1日	28,276,920	随意契約	富士ゼロックス㈱製電子複写機の賃貸借に関しては、他者を介さず直接行っているため。国立大学法人横浜国立大学会計規程第40条第3項第1号及び国立大学法人横浜国立大学契約実施規則第31条第1項第5号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
3	富士ゼロックス(株) 神奈川営業所 神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-2-1-1	平成18年度ゼロックス電子複写機の保守等	前田輝伸 財務部経理課契約第一係長 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1	平成18年4月3日 (変更) 平成18年5月31日	71,114,491	随意契約	富士ゼロックス㈱製電子複写機の保守に関しては、他者を介さず直接行っているため。国立大学法人横浜国立大学会計規程第40条第3項第1号及び国立大学法人横浜国立大学契約実施規則第31条第1項第5号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	単価契約 @5.6595円 @4.7880円 @4.3575円
4	東京電力㈱横浜支社 神奈川県横浜市西区高島2-7-1	電気需要契約(4月分)	前田輝伸 財務部経理課契約第一係長 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1	平成18年4月1日	17,204,631	随意契約	電気需要契約については、他社を介すよりも安いため。国立大学法人横浜国立大学会計規程第40条第4項及び国立大学法人横浜国立大学契約実施規則第31条第1項第9号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
5	東京電力㈱横浜支社 神奈川県横浜市西区高島2-7-1	電気需要契約(5月分)	前田輝伸 財務部経理課契約第一係長 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1	平成18年4月1日	17,663,888	随意契約	電気需要契約については、他社を介すよりも安いため。国立大学法人横浜国立大学会計規程第40条第4項及び国立大学法人横浜国立大学契約実施規則第31条第1項第9号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
6	東京電力㈱横浜支社 神奈川県横浜市西区高島2-7-1	電気需要契約(6月分)	前田輝伸 財務部経理課契約第一係長 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1	平成18年4月1日	19,229,242	随意契約	電気需要契約については、他社を介すよりも安いため。国立大学法人横浜国立大学会計規程第40条第4項及び国立大学法人横浜国立大学契約実施規則第31条第1項第9号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
7	東京電力㈱横浜支社 神奈川県横浜市西区高島2-7-1	電気需要契約(7月分)	前田輝伸 財務部経理課契約第一係長 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1	平成18年4月1日	22,919,563	随意契約	電気需要契約については、他社を介すよりも安いため。国立大学法人横浜国立大学会計規程第40条第4項及び国立大学法人横浜国立大学契約実施規則第31条第1項第9号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
8	東京電力㈱横浜支社 神奈川県横浜市西区高島2-7-1	電気需要契約(8月分)	前田輝伸 財務部経理課契約第一係長 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1	平成18年4月1日	20,739,055	随意契約	電気需要契約については、他社を介すよりも安いため。国立大学法人横浜国立大学会計規程第40条第4項及び国立大学法人横浜国立大学契約実施規則第31条第1項第9号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人横浜国立大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部署の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
9	東京電力㈱横浜支社 神奈川県横浜市西区高 島2-7-1	電気需要契約(9月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	18,781,680	随意 契約	電気需要契約については、他社を 介すよりも安いため。国立大学法 人横浜国立大学会計規程第40条 第4項及び国立大学法人横浜国立 大学契約実施規則第31条第1項 第9号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
10	東京電力㈱横浜支社 神奈川県横浜市西区高 島2-7-1	電気需要契約(10月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	18,686,708	随意 契約	電気需要契約については、他社を 介すよりも安いため。国立大学法 人横浜国立大学会計規程第40条 第4項及び国立大学法人横浜国立 大学契約実施規則第31条第1項 第9号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
11	東京電力㈱横浜支社 神奈川県横浜市西区高 島2-7-1	電気需要契約(11月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	18,631,174	随意 契約	電気需要契約については、他社を 介すよりも安いため。国立大学法 人横浜国立大学会計規程第40条 第4項及び国立大学法人横浜国立 大学契約実施規則第31条第1項 第9号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
12	東京電力㈱横浜支社 神奈川県横浜市西区高 島2-7-1	電気需要契約(12月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	20,444,769	随意 契約	電気需要契約については、他社を 介すよりも安いため。国立大学法 人横浜国立大学会計規程第40条 第4項及び国立大学法人横浜国立 大学契約実施規則第31条第1項 第9号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
13	東京電力㈱横浜支社 神奈川県横浜市西区高 島2-7-1	電気需要契約(1月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	21,489,491	随意 契約	電気需要契約については、他社を 介すよりも安いため。国立大学法 人横浜国立大学会計規程第40条 第4項及び国立大学法人横浜国立 大学契約実施規則第31条第1項 第9号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
14	東京電力㈱横浜支社 神奈川県横浜市西区高 島2-7-1	電気需要契約(2月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	19,599,123	随意 契約	電気需要契約については、他社を 介すよりも安いため。国立大学法 人横浜国立大学会計規程第40条 第4項及び国立大学法人横浜国立 大学契約実施規則第31条第1項 第9号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
15	東京電力㈱横浜支社 神奈川県横浜市西区高 島2-7-1	電気需要契約(3月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	17,741,442	随意 契約	電気需要契約については、他社を 介すよりも安いため。国立大学法 人横浜国立大学会計規程第40条 第4項及び国立大学法人横浜国立 大学契約実施規則第31条第1項 第9号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
16	横浜市水道局 神奈川 県横浜市中区港町1丁 目1番地	上水道使用水量契約 (4~5月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	5,094,041	随意 契約	上水道については、横浜市水道局 しか供給できないため。国立大学 法人横浜国立大学会計規程第40 条第3項第1号及び国立大学法人 横浜国立大学契約実施規則第31 条第1項第5号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
17	横浜市水道局 神奈川 県横浜市中区港町1丁 目1番地	上水道使用水量契約 (6~7月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	6,786,581	随意 契約	上水道については、横浜市水道局 しか供給できないため。国立大学 法人横浜国立大学会計規程第40 条第3項第1号及び国立大学法人 横浜国立大学契約実施規則第31 条第1項第5号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人横浜国立大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部署の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
18	横浜市水道局 神奈川県横浜市 中区港町1丁目1番地	上水道使用水量契約 (8~9月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	5,772,925	随意 契約	上水道については、横浜市水道局 しか供給できないため。国立大学 法人横浜国立大学会計規程第40 条第3項第1号及び国立大学法人 横浜国立大学契約実施規則第31 条第1項第5号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
19	横浜市水道局 神奈川県横浜市 中区港町1丁目1番地	上水道使用水量契約 (10~11月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	6,332,499	随意 契約	上水道については、横浜市水道局 しか供給できないため。国立大学 法人横浜国立大学会計規程第40 条第3項第1号及び国立大学法人 横浜国立大学契約実施規則第31 条第1項第5号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
20	横浜市水道局 神奈川県横浜市 中区港町1丁目1番地	上水道使用水量契約 (12~1月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	6,925,979	随意 契約	上水道については、横浜市水道局 しか供給できないため。国立大学 法人横浜国立大学会計規程第40 条第3項第1号及び国立大学法人 横浜国立大学契約実施規則第31 条第1項第5号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
21	横浜市水道局 神奈川県横浜市 中区港町1丁目1番地	上水道使用水量契約 (2~3月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	5,631,856	随意 契約	上水道については、横浜市水道局 しか供給できないため。国立大学 法人横浜国立大学会計規程第40 条第3項第1号及び国立大学法人 横浜国立大学契約実施規則第31 条第1項第5号による随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
22	横浜市環境創造局 神奈川県横浜市 中区真砂町2-22関内中央ビル	下水道使用水量契約 (4~5月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	9,044,683	随意 契約	下水道の使用については、横浜市 環境創造局しか提供できないた め。国立大学法人横浜国立大学 会計規程第40条第3項第1号及び 国立大学法人横浜国立大学契約 実施規則第31条第1項第5号による 随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
23	横浜市環境創造局 神奈川県横浜市 中区真砂町2-22関内中央ビル	下水道使用水量契約 (6~7月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	10,565,679	随意 契約	下水道の使用については、横浜市 環境創造局しか提供できないた め。国立大学法人横浜国立大学 会計規程第40条第3項第1号及び 国立大学法人横浜国立大学契約 実施規則第31条第1項第5号による 随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
24	横浜市環境創造局 神奈川県横浜市 中区真砂町2-22関内中央ビル	下水道使用水量契約 (8~9月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	9,305,368	随意 契約	下水道の使用については、横浜市 環境創造局しか提供できないた め。国立大学法人横浜国立大学 会計規程第40条第3項第1号及び 国立大学法人横浜国立大学契約 実施規則第31条第1項第5号による 随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
25	横浜市環境創造局 神奈川県横浜市 中区真砂町2-22関内中央ビル	下水道使用水量契約 (10~11月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	9,611,154	随意 契約	下水道の使用については、横浜市 環境創造局しか提供できないた め。国立大学法人横浜国立大学 会計規程第40条第3項第1号及び 国立大学法人横浜国立大学契約 実施規則第31条第1項第5号による 随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
26	横浜市環境創造局 神奈川県横浜市 中区真砂町2-22関内中央ビル	下水道使用水量契約 (12~1月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	9,484,776	随意 契約	下水道の使用については、横浜市 環境創造局しか提供できないた め。国立大学法人横浜国立大学 会計規程第40条第3項第1号及び 国立大学法人横浜国立大学契約 実施規則第31条第1項第5号による 随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人横浜国立大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
27	横浜市環境創造局 神 奈川県横浜市中区真砂 町2-22関内中央ビル	下水道使用水量契約 (2~3月分)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月1日	7,134,640	随意 契約	下水道の使用については、横浜市 環境創造局しか提供できないた め。国立大学法人横浜国立大学 会計規程第40条第3項第1号及び 国立大学法人横浜国立大学契約 実施規則第31条第1項第5号よ る随意契約。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
28	(株)紀伊国屋書店 神奈川静岡営業本部 横浜市港北区新横浜 3-18-14 住生新横浜 第2ビル	平成18年度(2006年)外国 雑誌 THE ACCOUNTING HISTORIANS JOURNAL 共 281点の供給	岡部美紀 図書館・情 報部 横浜市保土ヶ谷 区常盤台79-6	平成18年4月3日	39,713,745	企画競争・ 公募	外国雑誌の購入にあたっては、外 国の契約単位が暦年であるため、 来年度の購読を必要とする雑誌を 前年の10月頃に予約契約を行わ ないと、安定した供給が保証され ない商習慣となっている。従って、 外国雑誌を購入する場合、国内の 洋書取扱業者に前年に予約を行 い、これを受注した洋書取扱業者 が外国の版元に予約する方法で行 われている。これに伴い本学では 前年の9月に購読を必要とする雑 誌全点タイトル毎に見積り合わせ を行い、別紙仕様書(明細書)の 分について、最低価格の見積書を 提出した左記の業者に予約を行っ ている。よって、本契約について は、左記の業者との随意契約によ り契約を締結するものである。 (本学会計規程第40条第3項)	その他 (引き続き企画 競争・公募を 実施)	公募を実施(平成20年9月)		
29	丸善(株)神奈川静 岡営業部 横浜市戸 塚区川上町87-4 N&F ビル	平成18年度(2006年)外国 雑誌 ABACUS 共150点の供 給	岡部美紀 図書館・情 報部 横浜市保土ヶ谷 区常盤台79-6	平成18年4月3日	15,110,716	企画競争・ 公募	外国雑誌の購入にあたっては、外 国の契約単位が暦年であるため、 来年度の購読を必要とする雑誌を 前年の10月頃に予約契約を行わ ないと、安定した供給が保証され ない商習慣となっている。従って、 外国雑誌を購入する場合、国内の 洋書取扱業者に前年に予約を行 い、これを受注した洋書取扱業者 が外国の版元に予約する方法で行 われている。これに伴い本学では 前年の9月に購読を必要とする雑 誌全点タイトル毎に見積り合わせ を行い、別紙仕様書(明細書)の 分について、最低価格の見積書を 提出した左記の業者に予約を行っ ている。よって、本契約について は、左記の業者との随意契約によ り契約を締結するものである。 (本学会計規程第40条第3項)	その他 (引き続き企画 競争・公募を 実施)	公募を実施(平成20年9月)		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人横浜国立大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
30	ユサコ(株) 東京 都港区東麻布2-17-12	平成18年度(2006年)外国 雑誌 ACCOUNTING, ORGANIZATIONS AND SOCIETY 共1111点の供給	岡部美紀 図書館・情 報部 横浜市保土ヶ谷 区常盤台79-6	平成18年4月3日	15,070,014	企画競争 ・公募	外国雑誌の購入にあたっては、外国の契約単位が暦年であるため、来年度の購読を必要とする雑誌を前年の10月頃に予約契約を行わないと、安定した供給が保証されない商習慣となっている。従って、外国雑誌を購入する場合、国内の洋書取扱業者に前年に予約を行い、これを受注した洋書取扱業者が外国の版元に予約する方法で行われている。これに伴い本学では前年の9月に購読を必要とする雑誌全点タイトル毎に見積り合わせを行い、別紙仕様書(明細書)の分について、最低価格の見積書を提出した左記の業者に予約を行っている。よって、本契約については、左記の業者との随意契約により契約を締結するものである。(本学会計規程第40条第3項)	その他 (引き続き企画 競争・公募を 実施)	公募を実施(平成20年9月)		
31	(株)三省堂書店外 商統括部横浜営業所 神奈川県横浜市都筑 区中川1-19-27	平成18年度(2006年)外国 雑誌 ACTA MATERIALIA 共134点の供給	岡部美紀 図書館・情 報部 横浜市保土ヶ谷 区常盤台79-6	平成18年4月3日	13,874,790	企画競争・ 公募	外国雑誌の購入にあたっては、外国の契約単位が暦年であるため、来年度の購読を必要とする雑誌を前年の10月頃に予約契約を行わないと、安定した供給が保証されない商習慣となっている。従って、外国雑誌を購入する場合、国内の洋書取扱業者に前年に予約を行い、これを受注した洋書取扱業者が外国の版元に予約する方法で行われている。これに伴い本学では前年の9月に購読を必要とする雑誌全点タイトル毎に見積り合わせを行い、別紙仕様書(明細書)の分について、最低価格の見積書を提出した左記の業者に予約を行っている。よって、本契約については、左記の業者との随意契約により契約を締結するものである。(本学会計規程第40条第3項)	その他 (引き続き企画 競争・公募を 実施)	公募を実施(平成20年9月)		
32	インフォトレーダー (株) 東京都文京 区白山1-33-18 白山 NTビル	平成18年度(2006年)外国 雑誌 THE ACADEMY OF MANAGEMENT EXECUTIVE 共 338点の供給	岡部美紀 図書館・情 報部 横浜市保土ヶ谷 区常盤台79-6	平成18年4月3日	10,949,055	企画競争 ・公募	外国雑誌の購入にあたっては、外国の契約単位が暦年であるため、来年度の購読を必要とする雑誌を前年の10月頃に予約契約を行わないと、安定した供給が保証されない商習慣となっている。従って、外国雑誌を購入する場合、国内の洋書取扱業者に前年に予約を行い、これを受注した洋書取扱業者が外国の版元に予約する方法で行われている。これに伴い本学では前年の9月に購読を必要とする雑誌全点タイトル毎に見積り合わせを行い、別紙仕様書(明細書)の分について、最低価格の見積書を提出した左記の業者に予約を行っている。よって、本契約については、左記の業者との随意契約により契約を締結するものである。(本学会計規程第40条第3項)	その他 (引き続き企画 競争・公募を 実施)	公募を実施(平成20年9月)		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人横浜国立大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
33	Springer Science and Business Media B.V. Van Godewijkstraat 30, 3311 GX Dordrecht, The Netherlands	2006年SpringerLink電子 ジャーナルの利用 1176タ イトル	岡部美紀 図書館・情 報部 横浜市保土ヶ谷 区常盤台79-6	平成18年4月3日	6,181,228	随意 契約	SpringerLinkの作成・提供を行っ ている、Springer Science and Business Media B.V.は、日本国 内における代理店を指定せず、直 接販売契約を行っている。以上の 理由から、左記業者を指定する。 (本学会計規程第40条第3項第1 号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
34	富士通(株)首都圏営業 本部 東京都港区新橋 1-5-2汐留シティセ ンター	財務会計システムサポ ート	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横滨 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月3日	8,635,410	随意 契約	「財務会計システム一式」は、富 士通㈱製であり、既存システムへ の精通や著作権を有していること などから、財務会計システムサ ポートができる唯一の業者であ る。国立大学法人横浜国立大学 会計規程第40条第3項第1号及び 国立大学法人横浜国立大学契約 実施規則第31条第1項第5号によ る随意契約	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
35	(財)神奈川県労働衛生 福祉協会 神奈川県横 浜市保土ヶ谷区天王町 2-44-9	平成18年度 健康診断他委託業務	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横滨 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月3日	22,089,216	随意 契約	年次的経過を含む個人検診結果の 管理に加え、統計処理機能を持つP C健康管理システムを提供でき、 また充実した問診表によって個人 の精神及び身体情報の詳細把握 を可能にする唯一の業者である ため。国立大学法人横浜国立大学 会計規程第40条第3項第1号及 び国立大学法人横浜国立大学契約 実施規則第31条第1項第5号に よる随意契約	その他	随意契約によらざるを得ないもの (今後検討)	18	単価契約 @4.27円 @3.22円
36	リコー販売(株)神奈川事 業本部官庁・文教営業 部 神奈川県横浜市西 区みなとみらい2-3- 3クイーンズタワーB23 F	平成18年度 リコー電子複写機の保守	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横滨 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月3日	6,687,534	随意 契約	リコー㈱製電子複写機保守に関し ては、他者を介さず直接行ってい るため。国立大学法人横浜国立大 学会計規程第40条第3項第1号 及び国立大学法人横浜国立大学 契約実施規則第31条第1項第5号 による随意契約	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	単価契約 @527円 @714円
37	(財)日本国際協力 センター 東京都新 宿区西新宿6-10-1	横浜国立大学インフラ ストラクチャー管理学修士 課程学生のJICA集団研修 委託	馬橋修一 財務部経理 課契約第三係長 横滨 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年4月28日	6,917,431	随意 契約	本研修に係る事務局及びコーディネ ーターは左記センターがJICAよ り一括で受託しているため。国立 大学法人横浜国立大学会計規程第 40条第3項第1号及び国立大学 法人横浜国立大学契約実施規則第 31条第1項第5号による随意契 約	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
38	(株)エリオニクス 東京都八王子市市元横 山町3-7-6	電子線描画用エレクトロ ニクス・コア一式	馬橋修一 財務部経理 課契約第二係長 横滨 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年6月29日	9,775,500	随意 契約	他の業者を介さず直接販売してい る唯一の販売業者のため。国立大 学法人横浜国立大学会計規程第4 0条第3項第1号及び国立大学法 人横浜国立大学契約実施規則第3 1条第1項第2号による随意契 約。	その他	「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」	18	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人横浜国立大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
39	(有)アルコシステ ム 千葉県柏市柏4- 11-17	ポータブル型代謝測定器 二式	馬橋修一 財務部経理 課契約第三係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年6月30日	5,544,000	随意 契約	他の業者を介さず直接販売してい る唯一の販売業者のため。国立大 学法人横浜国立大学会計規程第4 0条第3項第1号及び国立大学法 人横浜国立大学契約実施規則第3 1条第1項第2号による随意契 約。	その他	「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」	18	
40	穂高電子(株) 神 奈川県横浜市保土ヶ 谷区仏向町834-2	光ネットワークアナライ ザ 一式	馬橋修一 財務部経理 課契約第三係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年6月30日	23,940,000	随意 契約	平成18年3月31日をもって生 産終了しており唯一左記物品を所 有している販売業者のため。国立 大学法人横浜国立大学会計規程第 40条第3項第1号及び国立大学 法人横浜国立大学契約実施規則第 31条第1項第2号による随意契 約。	その他	「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」	18	
41	ジャスコインターナ ショナル(株) 東京 都八王子市明神町 1-11-10	高分解能ガスクロマトグ ラフ質量分析装置データ 解析システム一式	馬橋修一 財務部経理 課契約第三係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年7月18日	10,331,580	随意 契約	他の業者を介さず販売している唯 一の販売業者のため。国立大学法 人横浜国立大学会計規程第40条 第3項第1号及び国立大学法人横 浜国立大学契約実施規則第31条 第1項第2号による随意契約。	その他	「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」	18	
42	新日本監査法人 東京 都千代田区内幸町2- 2-3日比谷国際ビル	監査契約 (平成18事業年度)	前田輝伸 財務部経理 課契約第一係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年7月25日	8,862,000	随意 契約	法定監査を実施する会計監査人 については、国立大学法人第35条 に準用される通則法第40条に 「主務大臣が選任する。」と規定 されており、本学の会計監査人と して、「新日本監査法人」が選任 されているため。国立大学法人横 浜国立大学会計規程第40条第3 項第1号及び国立大学法人横浜 国立大学契約実施規則第31条第 1項第5号による随意契約	その他	随意契約によらざるを得ないもの	1	
43	(株) エヌ・ティ・ティ・データ 東京都千代田区永田 町2-14-2	マルチユーザ型eラーニングシステム機 能強化開発一式	馬橋修一 財務部経理 課契約第三係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年7月25日	14,700,000	随意 契約	既存システムに機能拡張を行うた め未経験のソフトウェア開発業者 が新たに開発に係ることは不可 能のため。国立大学法人横浜国立 大学会計規程第40条第3項第1 号及び国立大学法人横浜国立大 学契約実施規則第31条第1項第5 号による随意契約。	その他	「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」	18	
44	日本ベル(株) 東京 都墨田区緑2-7-3	自動ガス吸着量測定装置 一式	馬橋修一 財務部経理 課契約第三係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年7月28日	7,003,500	随意 契約	他の業者を介さず製造販売してい るため。国立大学法人横浜国立 大学会計規程第40条第3項第1 号及び国立大学法人横浜国立大 学契約実施規則第31条第1項第2 号による随意契約	その他	「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」	18	
45	(株) エリオニクス 東京都八王子市市元横 山町3-7-6	オートフォーカス用測長 装置一式	馬橋修一 財務部経理 課契約第三係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年7月28日	8,698,725	随意 契約	他の業者を介さず直接販売してい る唯一の販売業者のため。国立大 学法人横浜国立大学会計規程第4 0条第3項第1号及び国立大学法 人横浜国立大学契約実施規則第3 1条第1項第2号による随意契 約。	その他	「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」	18	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人横浜国立大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
46	スペクトリス(株) 東京都港区浜松町1- 7-3	4Kw高压発生器一式	馬橋修一 財務部経理 課契約第三係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年9月20日	5,985,000	随意 契約	他の業者を介さず直接販売して いる唯一の販売業者のため。国立大 学法人横浜国立大学会計規程第4 0条第3項第1号及び国立大学法 人横浜国立大学契約実施規則第3 1条第1項第2号による随意契 約。	その他	「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」	18	
47	ハイソル(株) 東 京都台東区上野1-17- 6	ダイノフリップチップボ ンダー一式	馬橋修一 財務部経理 課契約第三係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年9月26日	11,550,000	随意 契約	他の仲介業者を介さず直接販売し ているため。国立大学法人横浜国 立大学会計規程第40条第3項第 1号及び国立大学法人横浜国立大 学契約実施規則第31条第1項第 2号による随意契約。	その他	「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」	18	
48	(株)ビスキャス 東京都品川区東品川 4-13-14	漏れ電流測定装置 二式	馬橋修一 財務部経理 課契約第三係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年10月5日	5,250,000	随意 契約	他の仲介業者を介さず製造販売し ているため。国立大学法人横浜国 立大学会計規程第40条第3項第 1号及び国立大学法人横浜国立大 学契約実施規則第31条第1項第 2号による随意契約。	その他	「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」	18	
49	(株)スギノマシン 東京都中央区日本橋 本町1-9-13	アルティマイザーHJP- 25005 一式	馬橋修一 財務部経理 課契約第三係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年12月1日	6,234,900	随意 契約	他の業者を介さず直接販売して いるため。国立大学法人横浜国立 大学会計規程第40条第3項第1号 及び国立大学法人横浜国立大学契 約実施規則第31条第1項第2号 による随意契約。	その他	「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」	18	
50	(株)江田商会 神 奈川県横浜市南区中 島町3-51	走査プローブ顕微鏡一式	馬橋修一 財務部経理 課契約第三係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年12月5日	7,738,500	随意 契約	㈱島津製作所の製品に関しては本 学における唯一の販売代理店のため。 国立大学法人横浜国立大学会 計規程第40条第3項第1号及び 国立大学法人横浜国立大学契約実 施規則第31条第1項第2号による 随意契約。	その他	「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」	18	
51	(株)江田商会 神 奈川県横浜市南区中 島町3-51	熱分解反応解析システム	馬橋修一 財務部経理 課契約第三係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年12月15日	14,700,000	随意 契約	㈱島津製作所の製品に関しては本 学における唯一の販売代理店のため。 国立大学法人横浜国立大学会 計規程第40条第3項第1号及び 国立大学法人横浜国立大学契約実 施規則第31条第1項第2号による 随意契約。	その他	「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」	18	
52	(株)エフ・エフ・ シー 東京都渋谷区 代々木4-30-3	センサー端末テスト用機 器 一式	馬橋修一 財務部経理 課契約第三係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成18年12月15日	9,450,000	随意 契約	他の仲介業者を介さず直接販売し ているため。国立大学法人横浜国 立大学会計規程第40条第3項第 1号及び国立大学法人横浜国立大 学契約実施規則第31条第1項第 2号による随意契約。	その他	「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」	18	
53	(株)江田商会 神 奈川県横浜市南区中 島町3-51	疲労・耐久試験機システ ム一式	馬橋修一 財務部経理 課契約第三係長 横浜 市保土ヶ谷区常盤台79- 1	平成19年1月15日	10,185,000	随意 契約	㈱島津製作所の製品に関しては本 学における唯一の販売代理店のため。 国立大学法人横浜国立大学会 計規程第40条第3項第1号及び 国立大学法人横浜国立大学契約実 施規則第31条第1項第2号による 随意契約。	その他	「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」	18	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人横浜国立大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
54	榊総合企画設計 神奈 川県横浜市神奈川区 西神奈川1丁目6- 1-603	横浜国立大学(社会科学 系)総合研究棟Ⅱ改修設 計業務	貝塚敏之 施設部施設 企画課総務・契約係 横浜市保土ヶ谷区常盤 台79-1	平成19年3月1日	7,171,500	企画競争・ 公募	本件は、設計・コンサルティング 業務である。本学規則では、標準 型プロポーザル方式の実施について (文教施設部長通知文指第173 号平成11年3月31日)を準用する ことと定めており、500万円以上 の設計・コンサルティング業務に ついては、技術資料の提出を求め 技術的に最適な者を選抜する方式 を実施している。(横浜国立大学 会計規程第40条第4項、横浜国立 大学契約実施規則第31条第1項第6 号、横浜国立大学施設等設計業務 プロポーザル実施要項第2条)	その他 (引き続き企画 競争・公募を 実施)	公募を実施(平成20年1月)		
55	榊総合設備計画 東京 都荒川区東日暮里 4-22-2	横浜国立大学(教育系) 総合研究棟Ⅰ・Ⅲ改修設 備設計業務	貝塚敏之 施設部施設 企画課総務・契約係 横浜市保土ヶ谷区常盤 台79-1	平成19年3月1日	9,870,000	企画競争・ 公募	本件は、設計・コンサルティング 業務である。本学規則では、標準 型プロポーザル方式の実施について (文教施設部長通知文指第173 号平成11年3月31日)を準用する ことと定めており、500万円以上 の設計・コンサルティング業務に ついては、技術資料の提出を求め 技術的に最適な者を選抜する方式 を実施している。(横浜国立大学 会計規程第40条第4項、横浜国立 大学契約実施規則第31条第1項第6 号、横浜国立大学施設等設計業務 プロポーザル実施要項第2条)	その他 (引き続き企画 競争・公募を 実施)	公募を実施(平成20年1月)		
56	榊教育施設研究所 東京都中央区日本橋 3-4-7	横浜国立大学(教育系) 総合研究棟Ⅰ・Ⅲ改修設 計業務	貝塚敏之 施設部施設 企画課総務・契約係 横浜市保土ヶ谷区常盤 台79-1	平成19年3月5日	14,700,000	企画競争・ 公募	本件は、設計・コンサルティング 業務である。本学規則では、標準 型プロポーザル方式の実施について (文教施設部長通知文指第173 号平成11年3月31日)を準用する ことと定めており、500万円以上 の設計・コンサルティング業務に ついては、技術資料の提出を求め 技術的に最適な者を選抜する方式 を実施している。(横浜国立大学 会計規程第40条第4項、横浜国立 大学契約実施規則第31条第1項第6 号、横浜国立大学施設等設計業務 プロポーザル実施要項第2条)	その他(引き続 き企画競争・公 募を実施)	公募を実施(平成20年1月)		
合計					767,572,759						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)

複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人横浜国立大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
----	-----------------------	---	-------------------------------------	----------	----------------	----------	--------------------------------	--------	-------	----------	----

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない) 随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類 型 区 分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

(注)本表は、随意契約によらざるを得ない場合について、国の取扱いに準じて一覧性を持たせるために類型化したものである。